

社会福祉法人三社会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三社会の常勤役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所管する事業を持ち、所定週平均2日以上の勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬以外の支出は、これを行わないものとする。

3 月額報酬については毎月25日に支払うものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、役員旅費規程により旅費等を支給する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、平成20年4月1日より適用する。

この規程は、平成5年11月1日より改定する。

この規定は、令和7年1月1日より改定する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（月額）	200,000円	職員兼務でない場合
理事長業務報酬等（月額）	50,000円	職員兼務の場合
理事業務報酬等（月額）	150,000円	職員兼務でない場合
理事業務報酬等（月額）	50,000円	職員兼務の場合